

住宅・建築物に関する 省エネ・省CO₂施策の動向

国土交通省 住宅局
令和7年10月

1. 改正建築物省エネ法の背景と概要

2. 支援事業の動向

1. 改正建築物省エネ法の背景と概要

2. 支援事業の動向

住宅・建築物分野の省エネの必要性

- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、我が国のエネルギー消費量の約3割を占める住宅・建築物分野の取組が必要不可欠。

我が国の省エネ関連目標と住宅・建築物分野での目標

＜部門別エネルギー消費の状況＞

我が国の最終エネルギー消費量の約3割は建築物分野。

＜エネルギー消費の割合＞（2023年度）



出典：総合エネルギー統計（資源エネルギー庁）

日本の国際公約

我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。

2020年10月26日菅総理（第203回臨時国会）

2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けてまいります。

2021年4月10日菅総理（気候サミット）

これらを踏まえて、地球温暖化対策計画並びに国連に提出するNDC及び長期戦略を見直し。

住宅・建築物分野の目標

エネルギー基本計画（R3年10月閣議決定）等

2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB※基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す。

2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB※基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。

建築物省エネ法を改正し、住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化する。

2050年において設置が合理的な住宅・建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、これに至る2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す。

改正建築物省エネ法による省エネ対策の加速化

- ・ 2022年に建築物省エネ法の改正法が公布され、原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付けるなど、省エネ性能の底上げやより高い省エネ性能への誘導等を措置。

■ 省エネ性能の底上げ

2025年4月施行

建築物省エネ法

全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け

- ※ 建築確認の中で、構造安全規制等の適合性審査と一体的に実施
- ※ 中小工務店や審査側の体制整備等に配慮して十分な準備期間を確保しつつ、2025年度までに施行する

	改正前			改正後	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 2,000㎡以上	適合義務 2017.4～	届出義務	→	適合義務 2017.4～	適合義務
中規模	適合義務 2021.4～	届出義務		適合義務 2021.4～	適合義務
小規模 300㎡未満	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

■ より高い省エネ性能への誘導

建築物省エネ法

住宅トップランナー制度 の対象拡充

2023年4月施行

【改正前】建売戸建、注文戸建
賃貸アパート

【改正後】分譲マンションを追加

(参考) 誘導基準の強化 [省令・告示改正]
低炭素建築物認定・長期優良住宅認定等
一次エネルギー消費量基準等を強化

省エネ性能表示の推進

2024年4月施行

- ・ 販売・賃貸の広告等に省エネ性能を
表示する方法等を国が告示
- ・ 必要に応じ、勧告・公表・命令

	【改正前】	【改正後】
非住宅	省エネ基準から ▲20%	▲30～40% (ZEB水準)
住宅	省エネ基準から ▲10%	▲20% (ZEH水準)

■ ストックの省エネ改修

住宅金融支援機構法

2022年9月施行

住宅の省エネ改修の低利融資制度の創設 (住宅金融支援機構)

- 対象：自ら居住するための住宅等について、省エネ・再エネに資する所定のリフォームを含む工事
- 限度額：500万円、返済期間：10年以内、担保・保証：なし

形態規制の合理化

2023年4月施行

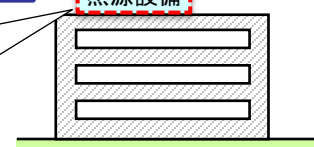
省エネ改修で設置

高効率の
熱源設備

絶対高さ制限

高さ制限等を満たさないことが、構造上やむを得ない場合

➡ (市街地環境を害さない範囲で)
形態規制の特例許可



建築基準法

■ 再エネ利用設備の導入促進

2024年4月施行

建築物省エネ法

促進
計画

市町村が、地域の実情に応じて、太陽光発電等の再エネ利用設備
※1の設置を促進する区域※2を設定

再エネ導入効果の説明義務

- ・ 建築士から建築主へ、再エネ利用設備の導入効果等を書面で説明
- ・ 条例で定める用途・規模の建築物が対象

形態規制の合理化

※新築も対象

促進計画に即して、再エネ利用
設備を設置する場合

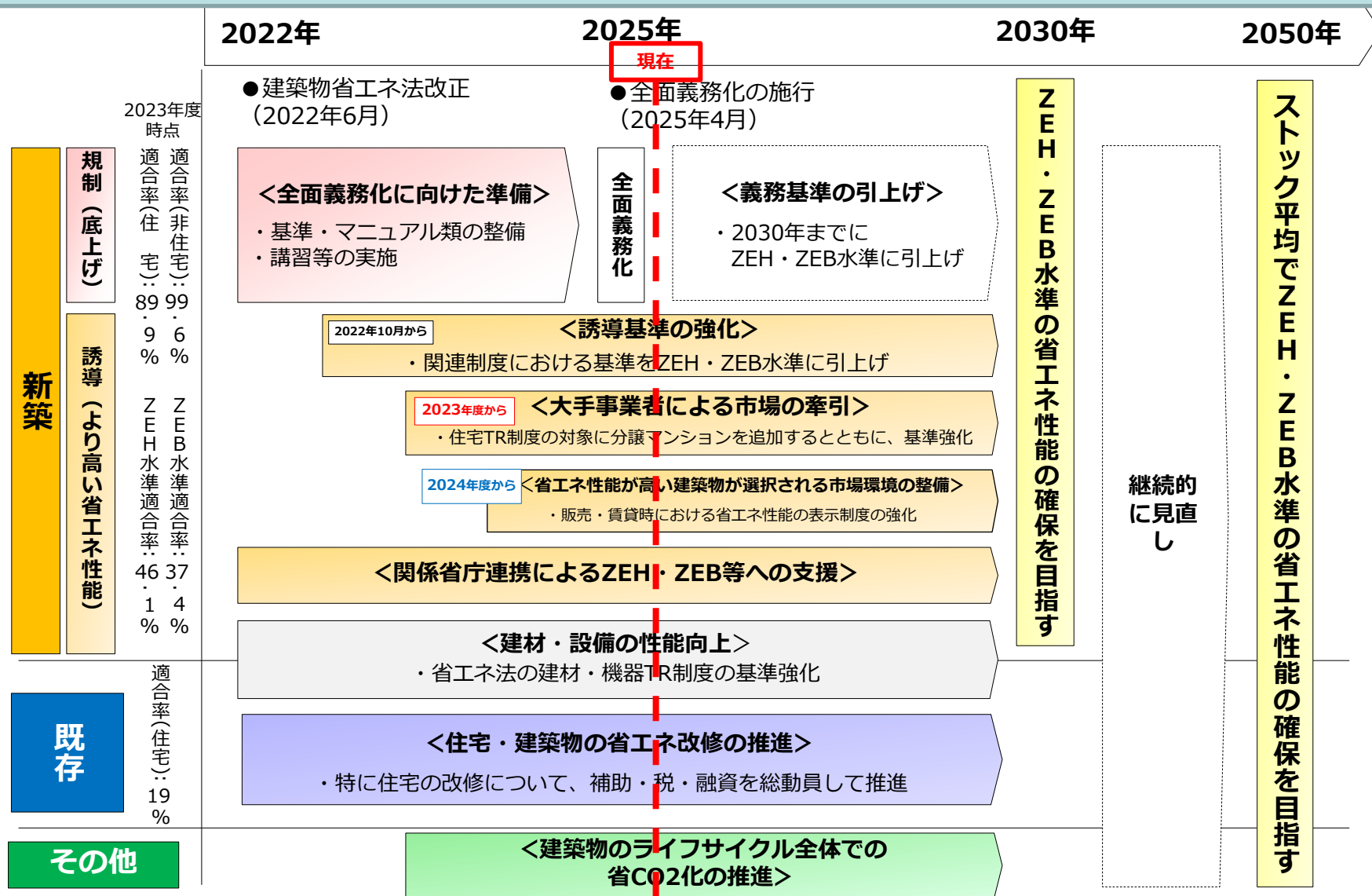
➡ 形態規制の特例許可



太陽光パネル等で屋根をかけると建蔽率(建て坪)が増加

住宅・建築物分野の今後の省エネ対策

- ・ 2025年度の省エネ基準適合義務付けの後、遅くとも2030年までに、省エネ基準をZEH・ZEB水準まで引き上げ予定。



- 2024年4月から、**住宅・建築物を販売・賃貸する事業者に対して**、販売等の対象となる住宅・建築物の**省エネルギー性能を表示することが努力義務化**されます。
- 省エネルギー性能を表示する際は、原則として規定のラベルを使用することが必要**です。

エネルギー消費性能表示制度

- ✓ **住宅・建築物を販売・賃貸する事業者※**は、その販売等を行う建築物について、**エネルギー消費性能を表示する必要(努力義務)**。
※事業者であるかは反復継続して販売等を行っているか等で判断。
- ✓ **告示に定められたラベル**を使用して表示。
- ✓ 告示に従った表示をしていない事業者は勧告等の対象※。

※ 当面は社会的影響が大きい場合を対象に実施予定

表示制度をもっと知りたい！

表示制度の詳細や留意事項について整理したガイドラインやオンライン講座を国土交通省ホームページに公開しています。



<https://www.mlit.go.jp/shoene-label/>

省エネ性能ラベル

ラベルの発行

Webプログラムの計算結果等と連動して発行（自己評価）

エネルギー消費性能

- ✓ ★1つで省エネ基準適合
- ✓ 以降★1つにつき10%削減
- ✓ 太陽光発電自家消費分を見える化

断熱性能

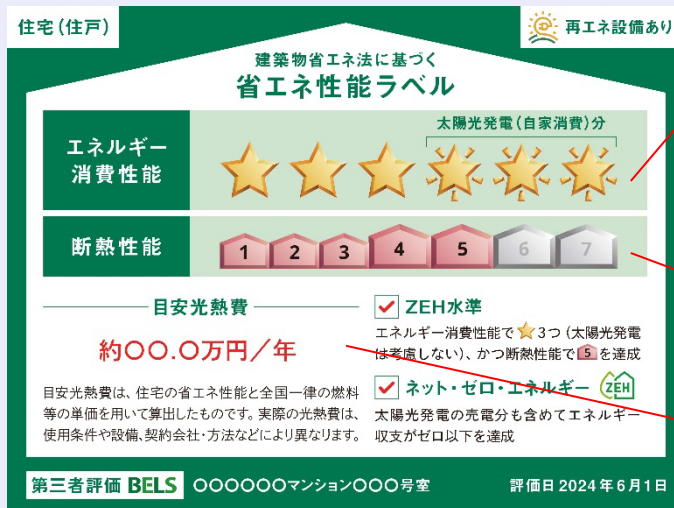
- ✓ 断熱等性能等級1～7に相当する7段階で表示
- ✓ 4で省エネ基準適合

目安光熱費

- ✓ 設計上のエネルギー消費量と全国統一の燃料単価を用いて算出

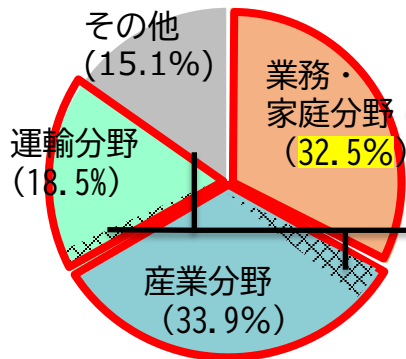
ラベルを用いた広告イメージ

不動産検索サイト等で物件関係画像の一つとして表示することをイメージ



建築物のライフサイクルカーボン削減の背景

● 我が国の分野別CO2排出量・・・建築物のライフサイクルカーボンが約4割



建築物使用時のエネルギー使用に伴うCO2排出（オペレーショナルカーボン）

- ・ これまで、**建築物省エネ法**により**規制**。
- ・ **2025年に省エネ基準適合の全面義務化**、**2030年にZEH・ZEB水準への基準引上げ**など、今後、さらに削減見込み。

建築物の建設・維持保全・解体に伴うCO2排出（エンボディドカーボン）

さらなるCO2排出削減のため**ライフサイクルカーボン全体の削減が必要**。

出典：2022年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量について（2024年4月環境省）を元に国土交通省が作成

● 国際的な動き

- ・ EU加盟国は、2028年から1,000㎡超の新築建築物のライフサイクルカーボンの**算定・公表を義務付け**ることが必要
- ・ EUの一部の国においては、ライフサイクルカーボンの上限値を設定した規制を導入

● 企業財務・金融・会計上の要請

- ・ 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報として**Scope3^(注)の開示が義務付けられる予定**
- ・ 建築物や不動産・建築事業者に係る**国際的な環境性能評価の枠組みへの対応**

(注) 企業のバリュー・チェーンで発生する間接的な温室ガス排出で、上流及び下流の両方の排出を含む。企業の直接的な温室ガス排出は、Scope1(燃料の燃焼)、Scope2(電気の使用)という。

● 国内での先行的な取組

- ・ **不動産事業者**が、先行してライフサイクルカーボンの算定に取り組み。2022年に業界団体（（一社）不動産協会）で、**建設時GHG排出量算定マニュアル**を作成
- ・ 2022年から産官学連携による「**ゼロカーボンビル推進会議**」においてLCA手法を検討。2024年に**ライフサイクルカーボン算定ツール（J-CAT）**を公開

建築物のライフサイクルカーボン算定・評価(LCA)について

ライフサイクルカーボン算定・評価 (LCA)とは？

- 建築物のライフサイクル全体におけるCO2を含む環境負荷を算定・評価すること。

現在の省エネ規制との違い

- 現在の省エネ規制は「建物使用時のエネルギー消費量の削減」を狙ったものであることに対して、ライフサイクル全体で評価する点及びCO2排出量で評価する点が異なる。

アップフロントカーボン（資材製造段階）の算定方法のイメージ

「資材等の使用量」×「CO2原単位データ」の足し合わせ

⇒ 「鉄の使用量●kg」×「○ kg-CO2e/kg」 + 「コンクリートの使用量■kg」×「□ kg-CO2e/kg」…

ライフサイクルカーボン（ホールライフカーボン）

エンボディドカーボン

アップフロントカーボン



境界外の補足情報
・再利用
・リサイクル・エネルギー回収による便益と負荷

オペレーショナルカーボン

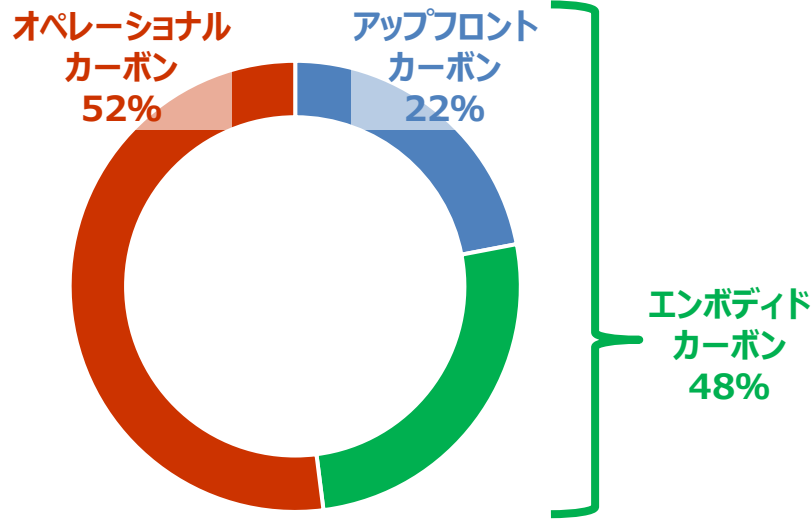
使用段階 (光熱水関連)

エネルギー消費
水消費

※ 冷媒・断熱材からのフロン漏洩等を指す

現在の建築物省エネ法で規制している部分

ライフサイクルカーボンの構成イメージ



J-CATケーススタディ平均値 (全用途) N=26

建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想(概要)

(建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議決定)

2025年4月

1. 建築物LCA*の意義・目的等 ※ 建築物のライフサイクル全体におけるCO2を含む環境負荷を算定・評価すること。

背景

- 2050年カーボンニュートラルの実現のためには、製造から廃棄に至るまでの脱炭素化の取組を強化することが重要
- 我が国のCO2排出量の約4割を占める建築物分野の脱炭素化は重要
- 建築物使用時の省エネ施策のみならず、**ライフサイクル全体でのCO2排出量※削減に取り組むことが必要** ※ CO2換算したHFCsの排出量を含む。

意義

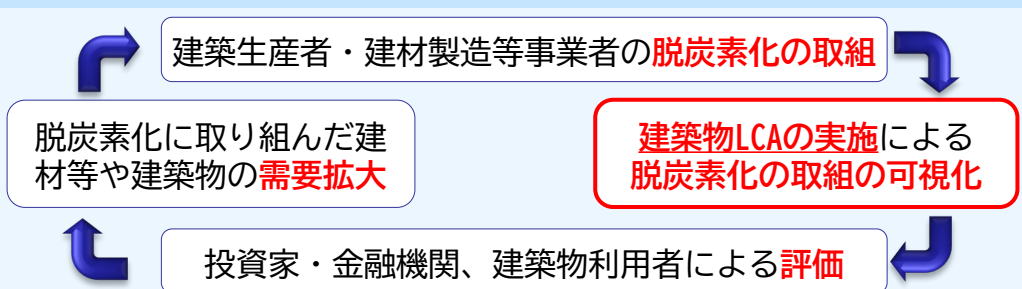
- 建築生産者（建築主、設計者、施工者等）の脱炭素化の取組の促進
- 建材製造等事業者（建材・設備製造事業者、リサイクル事業者等）の脱炭素化の取組の可視化、市場での適切な評価
- サステナビリティ情報開示、投資家・金融機関、建築物利用者による活用

➡ **建築物LCAに係る制度構築に向けて関係省庁が連携して実施すべき取組の方向性を示す**

2. 目指すべき社会像とアプローチ

(1) 目指すべき社会像

建築物LCAが一般的に実施されることにより、建築生産者や建材製造等事業者の**脱炭素化の取組を導く好循環が生み出される社会を目指す**



(2) アプローチ(全体方針)

- 建築物LCAの現状
- 建築生産者の取組は限定的（大手事業者が中心）
 - 建材・設備の原単位の整備は緒に就いたばかり

円滑に導入でき、実効性が確保できるよう、**段階的に制度を構築**

制度

- まずは建築物LCAの実施を促進、結果を可視化
- 規模・用途等を絞って制度を開始。その後対象拡大を検討

原単位

- 削減効果が大きい主要な建材・設備を優先して整備
- 積み上げ型の原単位（CFP、EPD）の整備を推進
- CFP等が未整備の場合は、統計ベースの原単位を使用

3. 建築物LCAに係る制度の構築に向けた取組等

2028年度を目途に建築物LCAの実施を促す制度の開始を目指す

- 建築物LCAに係る制度の構築に向けた取組
 - 建築物LCAの実施を促す措置の検討
 - 算定方法の統一化
 - 支援制度の検討・実施
 - 国が建設する庁舎等における先行実施 等
- 建築物LCAに用いる原単位の整備に向けた取組
 - 整備すべき原単位種別等の特定
 - 原単位整備の促進
 - 原単位データベースの検討 等
- 建築物のライフサイクルカーボンの表示に係る取組
 - 表示を促す措置の検討
 - 表示方法の統一化

4. 留意が必要な事項

- 国際的な標準を意識。他方、企業の取組を適切に評価する取組、そのための日本の手法等を国際標準とする取組
- 地震等への対応の必要性など我が国固有の実情の発信
- 建材・設備製造事業者にとって二度手間とならない制度設計
- 有価証券報告書におけるサステナビリティ開示(Scope3)への活用
- 国が建設する庁舎等における脱炭素化に取り組んだ建材の活用

建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた制度のあり方

中間とりまとめ案 概要(1枚)

建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会資料（2025年10月）

- はじめに
- 地球温暖化による甚大な被害が各地で報告される中、我が国のCO2等総排出量の約4割を占める建築物分野について、一刻も早い脱炭素化対策が求められている。
 - 国際的にも、建築物のライフサイクルカーボン（LCCO2）政策の措置が求められている（EUでは2028年より一定規模以上の新築建築物についてLCCO2報告義務）。
 - 有価証券報告書・サステナビリティ情報開示において、時価総額3兆円以上の上場企業（大手不動産事業者等を含む）には遅くとも2028年よりScope3開示を求める方向で検討が進められている。
 - 2025年4月、内閣官房に設置された「建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議」において「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」が策定・公表され、2028年度を目途に建築物のLCCO2評価の実施を促す制度の開始を目指すこととされた。
 - 基本構想を踏まえ、「建築物LCCO2評価の実施を促す措置」、「建築物LCCO2評価結果の表示を促す措置」、「建築物LCCO2評価に用いる建材・設備のCO2等排出量原単位の整備」等について、現状と課題を整理し、早急に講ずべき施策の方向性についてとりまとめた。

現状・課題と早急に講ずべき施策の方向性	
現状と課題	早急に講ずべき施策の方向性
（１）各ステークホルダーの役割の明確化 建築主、設計者、施工者、建材・設備製造事業者の役割が必ずしも明確ではない。	建築物LCCO2評価及び削減に係る建築主、設計者、施工者、建材・設備製造事業者の役割を明確化し、取組事項に係る指針を策定することを検討すべき
（２）建築物のライフサイクルカーボン評価に係るルール策定 国における統一的な算定ルール、評価基準が存在しないため、削減に向けた検討や設計内容による比較が困難。	建築物のLCCO2の算定ルール及び算定結果の評価基準を策定すべき
（３）建築物ライフサイクルカーボン評価の実施を促す措置 - 大手不動産事業者等においては、遅くとも2028年よりScope3開示が求められる見込みであり、LCCO2の削減が課題。 - 建築主、設計者間でのLCCO2評価に係る対話は少なく、LCCO2評価が実施されるケースも少ない。 - 中小規模の建築物については、大規模の建築物に比べてLCCO2排出量が小さいことに加え、中小規模の建設会社等が施工することが多いことから、関係事業者の練度に対する配慮が必要。 - 住宅については、住宅購入者等における脱炭素の関心は高いとはいえず、住まいのアフターサービスの確保への配慮が必要。 - 国や積極的な事業者等による先行的な実施などによる市場けん引が課題。	- 比較的CO2等排出量の大きい大規模建築物※1は、建築主が不要とする場合を除き、設計者が建築主に対してLCCO2評価（自主評価）結果及び削減措置について説明することを求めることを検討すべき ※1 例：2,000㎡以上の住宅を除く建築物の新築・増改築 - 特にCO2等排出量の大きい建築物※2については、建築主に対して、国等へのLCCO2評価結果（自主評価）の届出を求め、設計時から自主的削減の検討を促す仕組みを検討すべき ※2 例：5,000㎡以上の事務所の新築・増改築 - 国の庁舎等におけるLCCO2評価の先行実施を検討すべき - LCCO2評価に取り組む優良事業者の選定・公表の実施を検討すべき
（４）建築物のライフサイクルカーボン評価結果の表示を促す措置 算定・評価結果の表示ルールや第三者認証・表示制度がないため、LCCO2削減に取り組んだ建築物の環境性能がアピールできず、市場において選択されない	- 建築物のLCCO2評価結果に係る表示ルールの策定を検討すべき - 建築物のLCCO2評価結果に係る第三者評価・表示制度の創設を検討すべき
（５）建材・設備のCO2等排出量原単位の整備 - 建材・設備CO2等排出量原単位の整備が課題 - 低炭素製品等の選択性を向上させるための環境の整備が必要	建材・設備CO2等排出量原単位の整備方針の策定及び建材・設備における表示ルールの策定を検討すべき
（６）建築物ライフサイクルカーボン評価を促進するための環境整備 - LCCO2評価及び建材・設備CO2等排出量原単位整備の技術的・金銭的ハードルがある - LCCO2評価及び建材・設備CO2等排出量原単位整備の専門家が少ない	- LCCO2評価及び建材・設備CO2等排出量原単位整備に対する支援を検討すべき - 産学官が連携して人材育成、体制整備を実施

建築物のライフサイクルカーボン(LCCO2)の削減に向けたロードマップ

建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会資料（2025年10月）

環境
取り巻く

- ✓ 地球温暖化による被害の激甚化・頻発化（洪水、熱波・酷暑、森林火災等）
- ✓ 高まる資源獲得競争

- 建築生産 | 設計・材料調達・施工の変革
- 建材・設備 | 新建材・設備の投資・イノベーション（脱炭素・DX）
- 金融・投資 | Scope 3 開示（大企業2027/2028-）
- 国際環境 | 国際競争力強化、海外からの投資呼び込み、国際標準化へ

レジリエントな
脱炭素型・循環型の
社会へ

社会
変容
必要となる

- ✓ ライフサイクルでの脱炭素の評価軸なし
- ✓ 建材・設備の脱炭素性能は評価されない
- ✓ リユース材・リサイクル材は評価されない
- ✓ エンボディドカーボンとオペレーショナルカーボン等のトレードオフの知見が不足

- データの蓄積
 - ・ LCCO2評価事例・データの蓄積
 - ・ 建材・設備CO2等排出量原単位（EPD/CFP）の蓄積
- 設計・材料調達・施工の変革、知見の蓄積、業務の効率化
 - ・ 既存躯体活用、リユース材・リサイクル材の活用、高層木造建築 等
 - ・ エンボディドカーボン削減、省エネルギー性、耐震性、耐久性等のバランスのとれた設計 等
 - ・ 建築設計のBIM活用によるLCAの効率化（2026 BIM図面審査、2029 BIMデータ審査）
- 建材・設備への投資・イノベーション
（低炭素製品（リユース材・リサイクル材を含む）・GX製品等や構造強度・耐久性・脱炭素性能等を追求した建材・設備の開発）

第1ステップ
LCCO2評価の実施、自主的削減

第2ステップ
LCCO2評価の一般化、削減策の措置
（制度開始後3年以内を目途に検討開始）

第3ステップ
LCCO2削減策の強化

～2027

2028

2030年代

2040年代

2050

実施する措置

- 算定ルール、評価基準の作成・公表
- 表示ルールの作成・公表 等
- 建築主のLCCO2評価・届出（例：5,000㎡以上の事務所の新築等）
- 設計者の建築主へのLCCO2評価説明（例：2,000㎡以上の非住宅建築物の新築等）
- LCCO2評価結果の第三者評価・表示（例：住宅・建築物の新築・改修等）
- 国の指針策定（LCCO2算定・評価のルール、建材・設備CO2等排出量原単位整備等） 等

- LCCO2評価支援
- 建材・設備CO2等排出量原単位整備支援
- 建築物LCCO2削減プロジェクト支援
- 優良建築物等への補助事業におけるLCCO2評価の要件化

- 官庁施設の環境保全性基準改定によるLCCO2算定の実施（2027予定）

<建築物のLCCO2評価>

- 算定側の専門家育成
- 第三者評価側の体制整備

<建材・設備CO2等排出量原単位整備>

- PCR・EPD/CFP作成側の専門家育成
- 第三者レビュー側の体制整備
- 積み上げ型（EPD/CFP）による業界代表データ・個社データの整備（主要建材は2027年度まで）
- 国が定めるデフォルト値の整備

- 届出対象拡充（制度開始後概ね5年以内）
（例：対象用途・規模の拡充）

- LCCO2削減策の措置

- LCCO2削減策の段階的強化

- LCCO2削減支援の検討 等

指 策
標 策

政策指標：建築物のLCCO2評価の実施件数
観測指標：建材・設備CO2等排出量原単位（EPD/CFP）の整備状況

制度的措置

支援措置

体制整備

建築物のLCAの実施によるLCCO₂削減の推進（GX）と建築BIMの普及拡大による生産性向上の推進（DX）を一体的・総合的に支援し、取組を加速化させることを目的として、「建築GX・DX推進事業」を創設する。

● 補助要件

<BIM活用型>

- 次の要件に該当する建築物であること
 - ▶耐火/準耐火建築物等 ▶省エネ基準適合
- 元請事業者等は、下請事業者等による建築BIMの導入を支援すること
- 元請事業者等は、本事業の活用により整備する建築物について、維持管理の効率化に資するBIMデータ整備を行うこと
- 元請事業者等または下請事業者等またはその両者は、上記のうち大規模な新築プロジェクトにあつては、業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定めるBIMモデルの活用を行うこと
- 元請事業者等及び下請事業者等は、「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後3年間、BIM活用状況を報告すること。また、国土交通省が定める内容を盛り込んだ「BIM活用推進計画」を策定すること

<LCA実施型>

- LCA算定結果を国土交通省等に報告すること（報告内容をデータベース化の上、国土交通省等において毎年度公表）
 - 国土交通省等による調査に協力すること
- ※ BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合は、BIM活用型、LCA実施型のいずれの要件も満たすこと

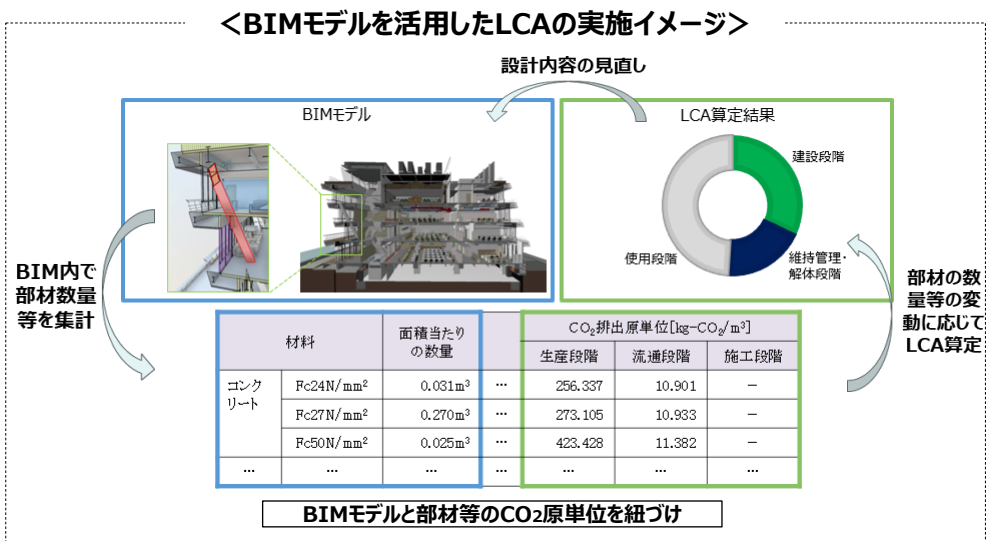
● 補助額等

<BIM活用型>

- 設計調査費及び建設工事費に対し、BIM活用による掛かり増し費用の1/2を補助（延べ面積に応じて補助限度額を設定）

<LCA実施型>

- LCAの実施に要する費用について、上限額以内で定額補助
 - BIMモデルを作成せずにLCAを行った場合：650万円／件
 - BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合：500万円／件
- ※ LCA算定に必要なCO₂原単位も策定する場合の上限額は、400万円を加算



1. 改正建築物省エネ法の背景と概要

2. 支援事業の動向

サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型)

【概要と目的】

先導性の高い住宅・建築物の省エネ・省CO2プロジェクトについて民間等から提案を募り、支援を行う

事業の成果等を広く公表することで、取り組みの広がりや社会全体の意識啓発に寄与することを期待

【省エネ・省CO2の実現性に優れたリーディングプロジェクトのイメージ】



【対象となる事業】

	建築物(非住宅)		住宅
	一般※	中小規模建築物	一般※ (戸建、共同)
新築	○	○	○
改修	○	—	○

※省CO2に係るマネジメントシステムの整備や技術の検証事業も対象

【補助額・スケジュール等】

＜補助対象＞ 設計費、建設工事費等のうち、先導的と評価された部分

＜補助率＞ 補助対象工事の1/2 等

＜限度額＞ 原則3億円/プロジェクト 等

＜事業期間＞ 採択年度を含め原則4年以内 等

「先進性」と「普及・波及性」を兼ね備えたプロジェクトを先導的と評価

・学識経験者から構成される評価委員会において評価し、採択を決定

・「ライフサイクルカーボンをよりの確に算出し削減する取組」に

資するプロジェクト等を積極的に評価

サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型) 実績

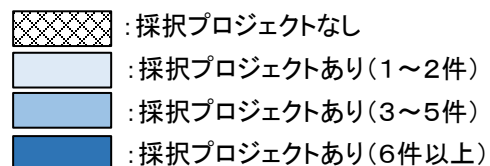
			H20 ~30	R1		R2		R3		R4		R5	R6	R7	計
				①	②	①	②	①	②	①	②				
応募件数			800	115	14	50	17	56	14	8	1	17	12	11	1,115
採択件数			330	108	13	48	16	56	12	5	1	16	9	11	625
採 択 内 訳	新 築	建築物	117	4	1	3	3	4	8	3	—	8	3	6	160
		中小規模 建築物	5	0	2	3	0	1	4	0	—	2	3	2	22
		戸建住宅	64	1	0	0	0	1	0	1	—	1	0	2	70
		共同住宅	23	0	0	0	0	1	0	0	—	3	0	1	28
		LCCM住宅	67	103	8	38	11	48	—	—	1	1	1	—	278
		賃貸TR 事業者	0	—	—	3	0	1	—	—	0	0	—	—	4
	改修		24	0	1	1	1	0	0	1	0	0	1	0	29
	マネジメント		23	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	0	27
	技術の検証		7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7

注1) 中小規模建築物は、採択条件を見直したH28年度第2回以降の集計値を示す
注2) 採択後に辞退したものを含む
注3) LCCM住宅は、H30~R3は戸建住宅、R4~は共同住宅の集計値を示す
注4) TR事業者は、R2~R3は賃貸、R4~は分譲が対象

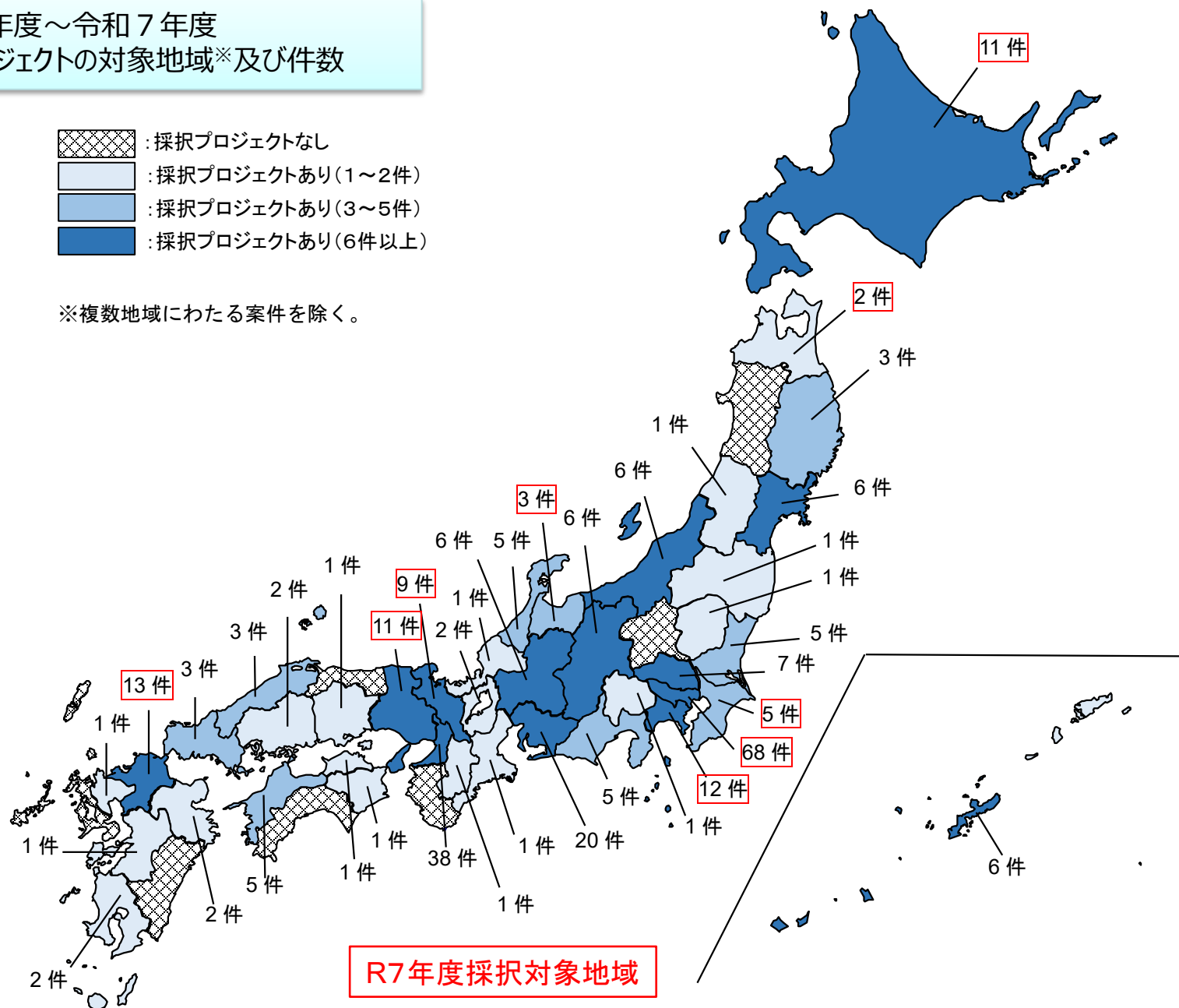
※単位:プロジェクト数

サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型) 実績

平成20年度～令和7年度
採択プロジェクトの対象地域※及び件数

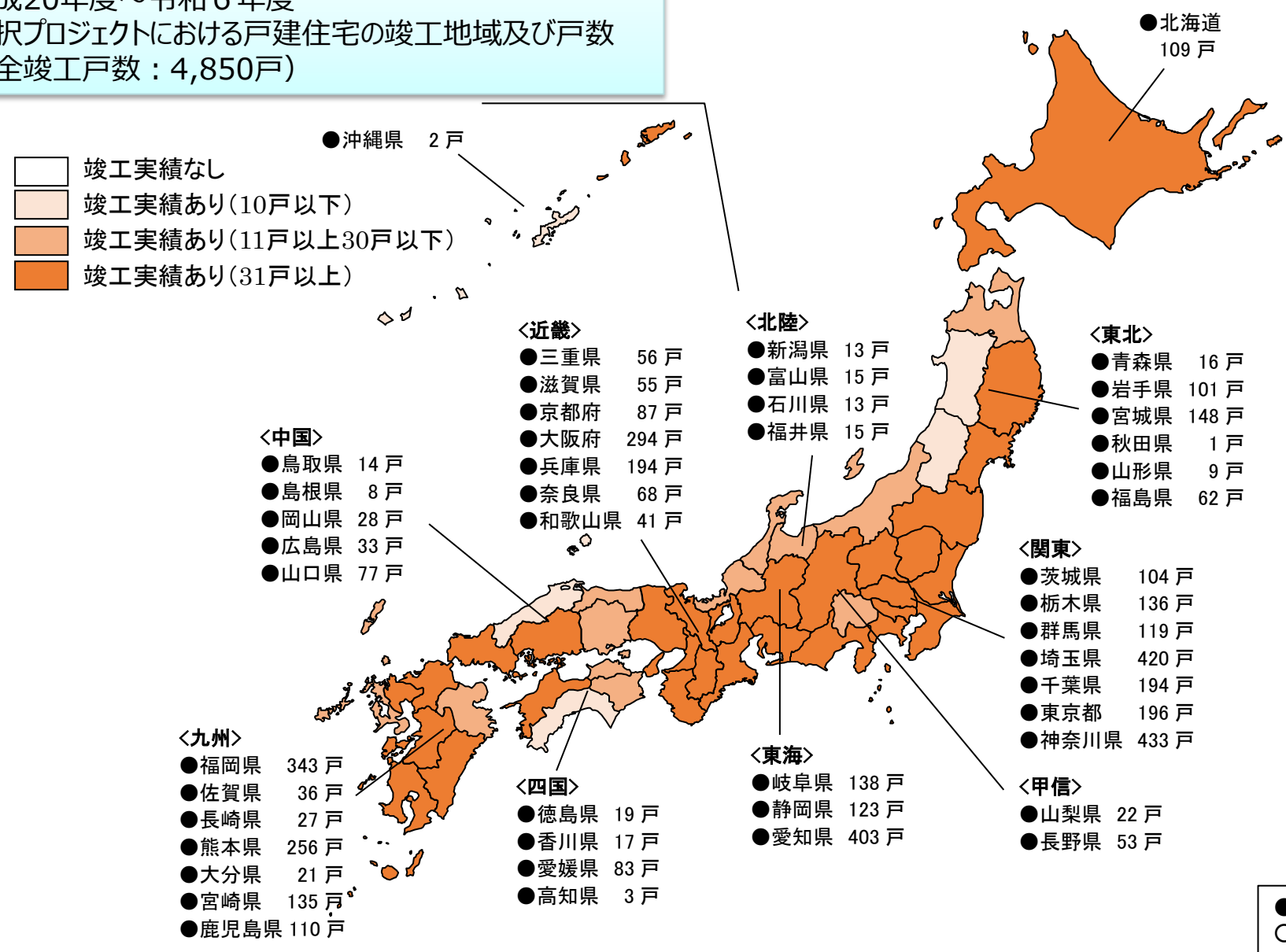


※複数地域にわたる案件を除く。



サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型) 実績

平成20年度～令和6年度
採択プロジェクトにおける戸建住宅の竣工地域及び戸数
(全竣工戸数：4,850戸)



※一般部門、戸建特定部門、特定被災区域部門、LCCM住宅部門の合計（令和6年度末現在）

サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型) 採択プロジェクトの紹介

トップページ 画面
<https://www.kenken.go.jp/shouco2/>

国立研究開発法人
建築研究所
Building Research Institute

HOME 公募概要 審査結果と事業成果に関する資料 シンポジウム 評価委員会 お問い合わせ 建研HP

サステナブル建築物等先導事業
(省CO₂先導型)

HOME

更新情報

2025/10/17 建築研究資料No.213掲載のお知らせNEW!!

2025/09/08 令和7年度採択プロジェクト決定のお知らせ

2025/07/29 第32回住宅・建築物の省CO₂シンポジウム開催のお知らせNEW!!

2025/06/02 令和7年度公募終了のお知らせ

建築研究資料No.213掲載のお知らせNEW!!

(更新日: 2025-10-17)

令和3年度～令和6年度の採択プロジェクトを評価分析した建築研究資料(No.213)を掲載しました。

<https://www.kenken.go.jp/shouco2/rm.html>

令和7年度採択プロジェクト決定のお知らせ

(更新日: 2025-09-08)

国立研究開発法人建築研究所では、「サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)評価委員会」の評価結果に基づき、評価の総評及び先導的な事業として適切なプロジェクトを国土交通省に報告致しました。これを受け国土交通省において採択プロジェクトが決定されました。

採択されたプロジェクトの一覧及び総評

<https://www.kenken.go.jp/shouco2/past.html>

公募概要

公募概要
募集要領・応募様式のダウンロード
Q&A
参考:過去の募集要領

審査結果と事業成果に関する資料

採択プロジェクト一覧と総評
採択プロジェクトの技術紹介

シンポジウム

開催案内
過去のシンポジウム・説明会資料

評価委員会

評価委員会規程

お問い合わせ

サステナブル建築物等先導事業
(省CO₂先導型) 評価事務局

採択プロジェクト一覧と総評

- 「事業概要」「採択事例紹介」を、事業採択時の計画段階における情報として掲載しています。
- 対象事業の工事等が終了した段階で、写真等も含めた事例紹介資料として、「完了事例紹介」を掲載します。
(「完了事例紹介」の公開にあわせて、適宜、「事業概要」の情報も更新しています)

※掲載範囲:H20年度～R7年度までの採択事例

採択プロジェクトの技術紹介

- 一般部門及び中小規模建築物部門の採択プロジェクトを中心に、提案された先導的な技術や取り組みをまとめています。
- これらの技術や取り組みの内容を、わかりやすく分類・整理し情報発信することで、優れた技術や取り組みの一層の波及と発展を促しています。

※掲載範囲:H27年度～R6年度までの採択事例

- 上記の他、平成20年度～令和元年度の採択事業の中から、特徴的な取り組みを進める70のプロジェクトを事例集としてとりまとめたものも公開しています。

18

サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型) 採択プロジェクトの紹介

トップページ 画面
<https://www.kenken.go.jp/shouco2/>

採択プロジェクト一覧と総評 画面

HOME

公募概要

審査結果と事業成果に関する資料

シンポジウム

評価委員会

お問い合わせ

建研HP

更新情報

2025/10/17

建築研究資料No.213掲載のお知らせNEW!!

2025/09/08

令和7年度採択プロジェクト決定のお知らせ

2025/07/29

第32回住宅・建築物の省CO2シンポジウム開催のお知らせNEW!!

2025/06/02

令和7年度公募終了のお知らせ

建築研究資料No.213掲載のお知らせNEW!!

(更新日: 2025-10-17)

令和3年度～令和6年度の採択プロジェクトを評価分析した建築研究資料 (No.213) を掲載しました。

https://www.kenken.go.jp/shouco2/rm.html

令和7年度採択プロジェクト決定のお知らせ

(更新日: 2025-09-08)

国立研究開発法人建築研究所では、「サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型)評価委員会」の評価結果に基づき、評価の総評及び先導的な事業として適切なプロジェクトを国土交通省に報告致しました。これを受け国土交通省において採択プロジェクトが決定されました。

採択されたプロジェクトの一覧及び総評

https://www.kenken.go.jp/shouco2/past.html

公募概要

公募概要

募集要領・応募様式のダウンロード

Q&A

参考:過去の募集要領

審査結果と事業成果に関する資料

採択プロジェクト一覧と総評

採択プロジェクトの技術紹介

シンポジウム

開催案内

過去のシンポジウム・説明会資料

評価委員会

評価委員会規則

お問い合わせ

サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型) 評価事務局

HOME

公募概要

審査結果と事業成果に関する資料

シンポジウム

評価委員会

お問い合わせ

建研HP

更新情報

2025/10/17

建築研究資料No.213掲載のお知らせNEW!!

2025/09/08

令和7年度採択プロジェクト決定のお知らせ

2025/07/29

第32回住宅・建築物の省CO2シンポジウム開催のお知らせNEW!!

2025/06/02

令和7年度公募終了のお知らせ

建築研究資料No.213掲載のお知らせNEW!!

(更新日: 2025-10-17)

令和3年度～令和6年度の採択プロジェクトを評価分析した建築研究資料 (No.213) を掲載しました。

https://www.kenken.go.jp/shouco2/rm.html

令和7年度採択プロジェクト決定のお知らせ

(更新日: 2025-09-08)

国立研究開発法人建築研究所では、「サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型)評価委員会」の評価結果に基づき、評価の総評及び先導的な事業として適切なプロジェクトを国土交通省に報告致しました。これを受け国土交通省において採択プロジェクトが決定されました。

採択されたプロジェクトの一覧及び総評

https://www.kenken.go.jp/shouco2/past.html

公募概要

公募概要

募集要領・応募様式のダウンロード

Q&A

参考:過去の募集要領

審査結果と事業成果に関する資料

採択プロジェクト一覧と総評

採択プロジェクトの技術紹介

シンポジウム

開催案内

過去のシンポジウム・説明会資料

評価委員会

評価委員会規則

お問い合わせ

サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型) 評価事務局

採択プロジェクト一覧と総評

令和7年度公募(令和7年4月18日-5月30日) NEW!!	0.7MB	Download
令和6年度公募(令和6年5月17日-7月3日)	0.6MB	Download
令和5年度第1回公募(令和5年4月17日-5月31日)	0.6MB	Download
令和4年度第2回公募(令和4年9月27日-11月7日)	0.4MB	Download
令和4年度第1回公募(令和4年6月1日-7月5日)	0.5MB	Download
令和3年度第2回公募(令和3年9月1日-10月13日)	0.6MB	Download
平成27年度第1回公募(平成27年6月9日-7月17日)	0.4MB	Download

※ダウンロードの際は、📄 を右クリックし「対象をファイル」

下へスクロール!

<<参考>>
住宅・建築物省CO2先導事業における採択プロジェクト一覧と総評は、以下のページからダウンロードができます。
住宅・建築物省CO2先導事業 (※平成26年度に終了致しました。)

http://www.kenken.go.jp/shouco2/past/past.html

採択案件の概要(一般部門・中小規模建築物部門)

「事業概要」「採択事例紹介」は、事業採択時の計画段階における情報として掲載しています。

サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型) 採択プロジェクトの紹介

採択プロジェクト一覧と総評 画面の下部

採択案件の概要 (一般部門・中小規模建築物部門)

- ▶ 「事業概要」「採択事例紹介」は、事業採択時の計画段階における情報として掲載しています。
- ▶ 対象事業の工事等が終了した段階で、写真等も含めた事例紹介資料として、「完了事例紹介」を掲載します。また、「完了事例紹介」の公開にあわせて、適宜、「事業概要」の情報も更新しています。
- ▶ なお、事業採択後、事業名、事業者名、建物名称などが変更となる場合もありますが、事業名、事業者名は、原則、事業採択時点の表記としています。

令和7年度 **NEW!**

令和6年度

令和5年度 第1回

令和4年度 第1回

令和3年度 第2回

建物種別	部門	事業名称	事業概要	採択事例紹介	完了事例紹介
		豊川市八幡地区における「自然と共生する先導的商業施設」			
		(仮称)淀屋橋プロジェクト			
		立命館OIC新展開施設整備事業			
		アルプスアルパイン古川開発センターR&D			

クリック!

採択案件の概要 画面

NO 3	立命館大学OIC新展開施設整備事業	学校法人 立命館
事業概要	事業概要 既存大学キャンパス内における新種の建築プロジェクト。交流拠点として、センシング技術やデジタルツールの構築、AI分析等ICTを活用し、ランクスによって省CO2と快適性の両立を図るほか、既存種との熱エネルギー管理を目標とする。	
部門	新築	建物種別 建築物(非住宅・一般部門)
事業概要	建物名称 立命館大学大阪いばらき 用途 学校 設計者 株式会社竹中工務店 事業期間 2021年度～2023年度	
概評	建築計画、設備計画の両面で多様なエネルギーを活用したエネルギー管理システムを導入し、当該施設において新たに導入される省CO2と快適性の両立を図るほか、既存種との熱エネルギー管理を目標とする。	

参考図



立命館大学

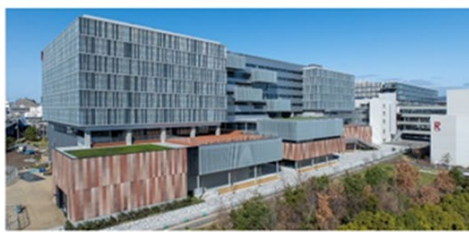
国土交通省 令和3年度第2回
サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型) 採択プロジェクト

プロジェクト概要



既存棟 (グレー部)
(平成25年度第1回住宅・建築物省CO2先導事業採択)
規模 地上9階建て、S造、RC造ほか
敷地面積 9.8万㎡、延床面積 11.1万㎡、CASBEE Sランク

プロジェクト概要



既存棟 (グレー部)
(平成25年度第1回住宅・建築物省CO2先導事業採択)
規模 地上9階建て、S造、RC造ほか
敷地面積 9.8万㎡、延床面積 11.1万㎡、CASBEE Sランク

文系社会科学部 4学部
グローバル経営学部 総合心理学部
経営学部 政策科学部
情報系 2学部
情報理工学部
映像学部

採択事例紹介

完了プロジェクト紹介

完了事例紹介

立命館大学OIC新展開施設整備事業

提案者名
学校法人 立命館

提案協力者
株式会社竹中工務店

サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型) 採択プロジェクトの紹介

トップページ 画面
<https://www.kenken.go.jp/shouco2/>

採択プロジェクトの技術紹介 画面

国立研究開発法人
建築研究所
Building Research Institute

HOME 公募概要 審査結果と事業成果に関する資料 シンポジウム 評価委員会 お問い合わせ 建研HP

サステナブル建築物等先導事業 (省CO₂先導型)

HOME

更新情報

2025/10/17 建築研究資料No.213掲載のお知らせNEW!!

2025/09/08 令和7年度採択プロジェクト決定のお知らせ

2025/07/29 第32回住宅・建築物の省CO₂シンポジウム開催のお知らせNEW!!

2025/06/02 令和7年度公募終了のお知らせ

建築研究資料No.213掲載のお知らせNEW!!

(更新日: 2025-10-17)

令和3年度～令和6年度の採択プロジェクトを評価分析した建築研究資料(No.213)を掲載しました。

> <https://www.kenken.go.jp/shouco2/rm.html>

令和7年度採択プロジェクト決定のお知らせ

(更新日: 2025-09-08)

国立研究開発法人建築研究所では、「サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)評価委員会」の評価結果に基づき、評価の総評及び先導的な事業として適切なプロジェクトを国土交通省に報告致しました。これを受け国土交通省において採択プロジェクトが決定されました。

採択されたプロジェクトの一覧及び総評

> <https://www.kenken.go.jp/shouco2/past.html>

公募概要

公募概要
募集要領・応募様式のダウンロード
Q&A
参考:過去の募集要領

審査結果と事業成果に関する資料

採択プロジェクト一覧と総評
採択プロジェクトの技術紹介
全国で展開される省CO₂の取り組み事例集

シンポジウム

開催案内
過去のシンポジウム・説明会資料

評価委員会

評価委員会規則

お問い合わせ

サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)評価事務局

技術紹介

事例集

国立研究開発法人
建築研究所
Building Research Institute

HOME 公募概要 審査結果と事業成果に関する資料 シンポジウム 評価委員会 お問い合わせ 建研HP

サステナブル建築物等先導事業 (省CO₂先導型)

HOME > 審査結果と事業成果に関する資料

審査結果と事業成果に関する資料

採択プロジェクト一覧と総評
これまでに採択されたプロジェクトの評価結果は以下よりご確認ください。
> <http://www.kenken.go.jp/shouco2/past.html>

採択プロジェクトの技術紹介
採択プロジェクトの技術紹介は以下よりダウンロードできます。

令和6年度 採択プロジェクトの技術紹介NEW!!

令和5年度 採択プロジェクトの技術紹介

令和4年度 採択プロジェクトの技術紹介

令和3年度 採択プロジェクトの技術紹介

令和3年度第1回 採択プロジェクトの技術紹介

平成30年度～令和2年度 採択プロジェクトの技術紹介(建築研究資料 No.203)

平成27年度～平成29年度採択プロジェクトの技術紹介(建築研究資料 No.198)

全国で展開される省CO₂の取り組み～住宅・建築物省CO₂先導事業「サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)事例集」～

審査結果と事業成果に関する資料

採択プロジェクト一覧と総評
採択プロジェクトの技術紹介
全国で展開される省CO₂の取り組み事例集

シンポジウム

開催案内
過去のシンポジウム・説明会資料

評価委員会

評価委員会規則

お問い合わせ

サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)評価事務局

<<参考>>
住宅・建築物省CO₂先導事業における審査結果と事業成果に関する資料は、以下のページからダウンロードができます。

これまでの採択事例における省CO2技術・取り組みを体系的に整理した情報や、当該年度の採択事例における「提案概要」「事業概要」「概評」を掲載しています。

採択プロジェクトの技術紹介 画面

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）
令和6年度における
採択事例の技術紹介

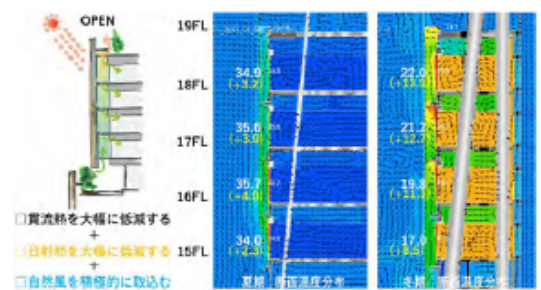
国立研究開発法人 建築研究所
一般社団法人 日本サステナブル建築協会

(2) 高性能外皮による熱負荷の抑制

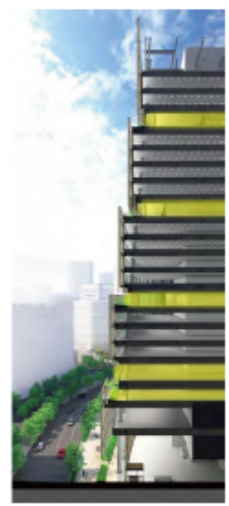
a. 自然の光・風・緑をつなぐ開閉可変型のステップ・ダブルスキン
(R6-2、三井住友銀行九段プロジェクト、一般部門)

これまでの遮蔽型・空間画一型のダブルスキン（以下、DS）から進化し、より自然取込型・空間多様型のダブルスキンを構築。5層ごとのステップ形状としてサステナブルフロアと連続させ、自然の光・風・緑を積極的に取り入れ多様な場を形成。さらに放射冷暖房やサステナブルフロアにおける熱や換気のカスケード利用と組み合わせることで、快適性と省エネ性、ウェルネスの向上を促進。

インナースキンにはLow-Eガラスと自然換気口を設置。アウトースキンにはフロートガラスを採用し、堅ルーパーと常開の自然通風スリット、及び頂部と袖壁部の開閉可能型換気口を設置。内部には通気性庇と電動ブラインドを設置。これらの組合せにより貫流熱と日射熱を大幅に低減し、自然の風も積極的に取込むことが可能。また、夏期と冬期で日射熱の排熱/取得のモード切替えが可能。本DSは、高さ方向の温度差換気に加え、卓越風による正面正圧部と両脇負圧部による通風換気を行いながら、建物内にも自然の風を取り入れる。外気の昇温効果によって自然換気有効範囲は暖かい時期に一部縮小する一方、涼しい時期の拡大が図られる。アウトターの堅ルーパーは日射熱を大幅にカットし、夏期と冬期の開閉モード切替えによって貫流熱負荷も低減。



ダブルスキン夏期モードイメージ図とダブルスキンの夏期・冬期温度分布



サステナブルフロアとダブルスキン断面パース

(参考) 支援制度について

建築物の新築に対する主な支援措置(令和7年度予算等)

<新築建築物を対象とする支援事業>

所管	支援措置の名称	支援対象
環境省	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH)化等支援事業 補助	新築戸建住宅のZEH、ZEH+
環境省	集合住宅の省CO2化促進事業 補助	20層以下の集合住宅における ZEH-Mの新築
環境省	地域脱炭素推進交付金 補助	ZEH(又はZEH+)を上回る、地方公共団体独自の断熱性能の基準を満たす高性能住宅 など
国交省	サステナブル建築物等先導事業 (省CO2先導型) 補助	先導性の高い省エネ化に取り組む住宅の新築
国交省 環境省	子育てグリーン住宅支援事業 補助	子育て世帯・若者夫婦世帯などを対象とした高い省エネ性能を有する住宅の新築
国交省	フラット35S 融資	省エネ性能に優れた住宅の新築
国交省	住宅ローン減税(所得税・個人住民税) 税	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅の新築
国交省	投資型減税(所得税) 税	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ZEH水準省エネ住宅の新築
国交省	固定資産税、登録免許税、不動産取得税の 優遇措置 税	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅 の新築
国交省	贈与税非課税措置 税	住宅取得費用の贈与を受けて行うZEH水準省エネ住宅の新築

建築物の新築に対する主な支援措置(令和7年度予算等)

<新築建築物を対象とする支援事業>

所管	支援措置の名称	支援対象
経産省	住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業(ZEB実証事業) 補助	新築建築物(10,000㎡以上)によるZEB
環境省	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業 (1)ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 ①新築建築物のZEB普及促進支援事業 補助	ZEBの更なる普及拡大のため、新築の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
環境省	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業 (2)LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 補助	建築物の運用時及び調達時、建築時、廃棄時に発生するCO2(ライフサイクルCO2:LCCO2)を削減し、かつ先導的な取組を行うZEB建築物の普及拡大のため、一定の要件を満たす建築物についてZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
国交省	サステナブル建築物等先導事業 (省CO2先導型) 補助	先導性の高い省エネ化に取り組む建築物の新築

住宅の省エネ改修に対する主な支援措置(令和7年度予算等)

<住宅の省エネ改修を対象とする支援事業>

所管	支援措置の名称	支援対象
経産省	高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金 補助	(1)高効率給湯器(①ヒートポンプ給湯機、②ハイブリッド給湯機、③家庭用燃料電池)の導入 (2)(1)と併せた①電気温水器、②蓄熱暖房機の撤去
経産省	既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業 補助	既存賃貸集合住宅における、従来型給湯器からエコジョーズ、エコフィールへの取替え工事
経産省	住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業(既築住宅のZEH改修実証支援事業) 補助	従来のZEHを上回る水準への既築住宅の改修
環境省	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業 補助	既存戸建住宅の断熱リフォーム
環境省	集合住宅の省CO2化促進事業 補助	既存集合住宅の断熱リフォーム
環境省	既存住宅の断熱リフォーム支援事業 補助	既存戸建・集合住宅の断熱リフォーム
環境省	断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業 補助	既存住宅における高性能な断熱窓への改修

住宅の省エネ改修に対する主な支援措置(令和7年度予算等)

<住宅の省エネ改修を対象とする支援事業>

所管	支援措置の名称	支援対象
国交省	長期優良住宅化リフォーム推進事業 補助	省エネ性能等を有する住宅(省エネ基準相当)への改修工事
国交省	サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型) 補助	先導性の高い省エネ化に取り組む住宅の改修工事
国交省	住宅・建築物省エネ改修推進事業 補助	省エネ基準適合レベル又はZEHレベルへの省エネ改修工事(省エネ設計等を含む)
国交省	子育てグリーン住宅支援事業 補助	住宅の省エネ改修工事等
国交省	フラット35リノベ 融資	既存住宅購入とあわせて実施する省エネ改修工事
国交省	省エネリフォーム税制(所得税・固定資産税) ※別途、住宅ローン減税(増改築・買取再販)もあり 税	省エネ性能を有する住宅への改修工事
国交省	贈与税非課税措置 税	住宅取得等費用の贈与を受けて行う省エネ性能を有する住宅への改修工事

建築物の省エネ改修に対する主な支援措置(令和7年度予算等)

<建築物の省エネ改修を対象とする支援事業>

所管	支援措置の名称	支援対象
経産省	住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業(ZEB実証事業) 補助	ZEB化に向けた既存建築物(2,000㎡以上)の改修工事
環境省	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業 (1)ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 ①既存建築物のZEB化普及促進支援事業 ②非住宅建築物ストックの省CO2改修調査支援事業 補助	ZEBの更なる普及拡大のため、既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。また、既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果の調査を支援する。
環境省	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業 (2)省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業 ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業 補助	様々な業務用施設等の改修に際し、高効率な設備の導入支援を行い、熱中症対策等にも資する既存 建築物の省CO2化の促進を図る。
環境省	業務用建築物の脱炭素改修加速化事業 補助	既存建築物(業務用)の省CO2改修に際し、外皮の高断熱化及び高効率空調機等の導入を支援。
国交省	既存建築物省エネ化推進事業 ※実施については未定 補助	20%以上の省エネ効果が見込まれる既存建築物の省エネ改修工事等
国交省	サステナブル建築物等先導事業 (省CO2先導型) 補助	先導性の高い省エネ化に取り組む建築物の改修工事
国交省	住宅・建築物省エネ改修推進事業 補助	省エネ基準適合レベル又はZEBレベルへの省エネ改修工事